

# 国立大学法人東京海洋大学知的財産ポリシー

平成17年3月24日制定

平成17年4月 1日施行

## I 目的

国立大学法人東京海洋大学（以下「本学」という。）における知的財産の創出・取得・管理・活用を戦略的に推進するため、「国立大学法人東京海洋大学知的財産ポリシー」（以下「知的財産ポリシー」という。）をここに定める。

## II 定義

知的財産ポリシーにおいて、知的財産とは、知的・精神的活動による成果物についての特許権、実用新案権、意匠権、データベース及びプログラムに係る著作権、商標権、回路配置利用権、種苗法における育成者権、研究成果有体物、技術情報及びノウハウ等並びにその知的財産権を受け継ぐ権利をいう。

## III 基本的考え方

### 1 本学の基本的な目標

人類社会の持続的な発展を今後とも維持・促進するためには、人類の共有財産である海をグローバルな視点でとらえ、環境保全を図り、自然との共生のもと、海洋の利活用を考究しなければならない。

本学は、このような考えを基本に据え、海洋の活用・保全に関する科学技術の向上に資するため、海洋資源の確保、海上輸送技術の高度化、環境保全、海洋政策等に関する教育研究を総合的に行うとともに、新たな海洋産業の振興・育成が今世紀における世界経済発展のための主要課題の1つであるとして、これら分野における学際的、先端的研究を行う。

### 2 本学の社会貢献面での使命・責務と研究成果の育成・活用に関する考え方

#### (1) 社会貢献面での使命と責務

本学は、海洋科学・海洋工学の基礎から応用に至るまでのトップレベルの研究を展開するため、これまで育んできた研究資源の融合により、学際的・先端的研究分野を創出するとともに、伝統と個性・特徴を生かした研究の深化を図り、関連研究分野の発展と新たな産業の創出等に寄与するなど海洋に関する総合的研究拠点を目指す。

#### 1) 研究成果の社会への還元

① 産学官の連携による、産業への技術移転、新産業の創出等の推進のほか、水産、食品、環境、ロジスティクス、海運関連産業界や地域振興への関与等を積極的に行う。

② 研究内容・成果を学内外へ積極的に公表するほか、技術相談・技術研修会等を実施する。

#### 2) 地域社会との連携・協力

地域社会・企業等との連携・協力、社会サービスを推進するため、全学的組織としての「社会貢献委員会」を設置し、知的財産本部、社会連携推進共同研究センター、水圏科学フィールド教育研究センター等を支援体制に公開講座、講演会、技術講習等を企画・実施する。また、各教員が全国各地域で個別に行う各種の地域振興活動を支援する。

#### 3) 他研究機関との連携

水産総合研究センター、海洋研究開発機構及び海上技術安全研究所等との連携方式による大学院や寄附講座の充実に努める。また、関連大学、独立行政法人研究機関、地方

自治体研究機関、民間研究機関等の研究者のプロジェクト研究への参画等を推進し、産学官共同による研究実施体制の充実を図る。

- (2) 研究成果の育成・活用に関する考え方と本学にとっての知的財産の位置付け
  - 1) 特許等の知的財産の創出、取得、管理及び活用を図るため、「知的財産本部」を核とし、発明評価委員会を包含し社会連携推進共同研究センターと連携した体制を整備する。
  - 2) 産学連携、技術移転、技術開発、人材育成等産業界との連携・協力を推進するため、本学の研究活動の広報と併せて、知的財産本部内に産業界が必要としている研究・技術開発等を調査し、公開する体制を整備する。民間企業等からの技術相談等の対応や情報収集を一元化するほか、民間企業等との共同研究の推進を支援する方策を検討する。
  - 3) 意欲ある職員等が安心して産学連携に取り組み、その能力を十分発揮できるよう、利益相反・責務相反に係る課題について、個別事例に応じた対応策を検討する体制を整備する。
- (3) 本学における教育・研究と知的財産創出の関係  
本学の教育・研究の充実が本学の知的財産の創出に不可欠であり、特許等の知的財産権を含む社会的ニーズを取り入れたカリキュラム編成や研究シーズの発掘につながる学際的・先端的分野の教育の充実を図る。

### 3 社会貢献面での職員等の使命と責務

職員等は、大学の使命である教育・研究に加えて研究成果の社会への還元という社会的要請を十分に理解するとともに、研究成果を知的財産として保護し、活用を図ることを自らの問題として積極的に意識し、対応していくものとする。

一方では、研究成果を民間企業等での活用を図る産学・地域連携の活動に伴い、職員等や本学自身が外部から得る経済的利益等と教育・研究上の責任が衝突する利益相反が生じる。さらに、本学の使命である教育と研究の責務が犠牲になる責務相反の問題が絡む状況が生じる。このことから、利益相反・責務相反に関するマネジメントポリシーをあらかじめ大学が示し、職員等はそれを遵守する責務を負う。

また、民間企業等との共同研究等において、関係する職員等は、守秘義務等、契約の誠実な履行責務を負う。

### 4 知的財産ポリシーの対象者

知的財産ポリシーの対象者は、次に掲げる者（以下「職員等」という。）とする。

- (1) 国立大学法人東京海洋大学管理規則に定める役員及び職員
- (2) 国立大学法人東京海洋大学非常勤職員就業規則に定める非常勤職員（社会連携推進共同研究センターの非常勤講師を含む。）
- (3) 本学が受入れる民間等共同研究員及び受託研究員
- (4) 本学の学部学生及び大学院生
- (5) 本学の非常勤研究員
- (6) 本学の研究生及び研修生
- (7) 本学からの転出者及び退職者

### 5 知的財産本部の設置

本学における研究成果としての知的財産を創出・取得・管理及び活用していくことを主たる目的とする知的財産本部を設置する。

知的財産本部は、社会連携推進共同研究センターと協力してワンストップ・サービスによる一体的運営の遂行を目指す。

知的財産本部では、アイデアの段階から知的財産として保護し、知財化し、活用を図るた

めに外部の知的財産に関する専門知識を有する人材の登用を図る。これらの外部からの人材は、産学・地域連携、知的財産権や研究成果等に関するルールの策定等、知的財産に関する専門的事項を取り扱う。

また、知的財産本部は、NPO 法人「海事・水産振興会」等と連携を図りながら積極的に知的財産の有効活用を推進する。

#### IV 研究成果等に関する取扱いと権利の帰属・承継等

##### 1 発明及び実用新案

###### (1) 発明等の帰属に関する考え方

本学で創出される職務発明等については、本学職務発明等規則に基づき本学が承継するものとし、知的財産本部で一元管理する。

この考え方は本学の役員及び職員、本学と雇用関係にある非常勤職員等に対して適用される。

また、学生が博士、修士及び卒業論文作成の間に生じた発明等の取り扱いについては、学生とその指導教員を含む本学の関係者との協議によるものとする。共同研究及び受託研究への学生の参画に伴って生じた発明等の取り扱いについては、別に締結する契約によるものとする。

###### (2) 発明等の届出

職員等は、発明等を行ったときは速やかに学長に届け出る。なお、発明等が生じたと考えうる時には、その関係する発明等について知的財産本部と相談するものとする。

また、発明等の届出にあたっては、学会発表、論文投稿による新規性の喪失に十分留意する。

##### 1) 教育・研究への配慮

###### ① 博士及び修士論文発表会並びに卒業研究発表会

本学は特許法第30条第1項（実用新案法第11条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく学術団体の指定を受けているが、博士及び修士論文発表会並びに卒業研究発表会は大学の主催あるいは共催で行うことが必要であることに留意する。

###### ② 研究集会等の開催

本学大学院研究科、学部等が開催する研究集会等において、特許法第30条第1項（実用新案法第11条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく新規性喪失の例外の適用を受けるには本学と共催で行うことが必要であることに留意する。

##### 2) 学会発表、論文投稿への配慮

アイデアの段階から知的財産として保護し、知的財産化を検討するため、知的財産本部は随時発明等に関する相談を受けるとともに、学会発表での特許法第30条の「特許庁長官が指定する学術団体」に関する情報を提供し、新規性喪失に対する注意を喚起する。

学会発表の予稿集原稿提出時に発明等の相談を受け、知的財産化の検討を行う。本学が承継すべき発明等については予稿集の発行日前までに知的財産化を図る。

また、未公表の研究成果に関する論文投稿は、投稿時に発明等の相談を受け、知的財産化の検討を行う。本学が承継すべき発明等については学会誌等の発行日前までに知的財産化を図る。

###### (3) 発明等の評価・判定

本学は、発明評価委員会を知的財産本部に設置する。発明評価委員会は、職員等に関係する発明等の知的財産が職務発明等に該当するか否か、当該職務発明等の特許性・市場性

の有無、特許等の出願要件を具備しているか、補償金の支払い等について評価・判定を行う。

(4) 発明等の承継手続

発明評価委員会による評価・判定に基づき、本学が特許権等を承継すべきであると決定した当該発明等については本学が特許等の出願を行い、知的財産化を図る。

本学が特許権等を承継できないと決定をした当該発明等はその発明者に帰属する。

(5) 本学が承継した特許権等の活用

本学が承継した特許権等は、NPO 法人「海事・水産振興会」、TLO 等他機関と連携して市場開拓を行い、技術移転を促進し、その有効活用を図る。

本学が承継した特許権等については、発明評価委員会が一定期間の経過後に、改めて再評価を行い、その権利を維持するか、あるいはその権利の譲渡、放棄を行うかを決定する。

(6) 発明者に対する補償等

本学は、本学発明等補償等規則により、発明等の権利譲渡による譲渡補償金及び特許権等取得による発明補償金を当該発明者に支払うものとする。また、特許権等の実施若しくは処分に基づく契約によりロイヤリティ等の収入があった場合、相当の実施補償金を当該発明者に支払うものとする。

2 意匠権

3 データベース及びプログラムに係る著作権

4 商標権

5 回路配置利用権

6 種苗法における育成者権

7 研究成果有体物

8 技術情報及びノウハウ等

上記「2 意匠権」～「8 技術情報及びノウハウ等」の取り扱いについては、「1 発明及び実用新案」を準用する。

V 知的財産ポリシーの見直し

知的財産ポリシーは、知的財産の取り扱い等の個別具体的な事例を反映し、一定期間経過後、見直しを行うものとする。